

法務速報（第 286 号/2025 年 3 月 27 日）

公益財団法人 日弁連法務研究財團

(本号の目次) -----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 7 年(2025 年)2 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 2 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 2 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) -----

*「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】第二次世界大戦の戦没軍人・軍属の靖國神社への合祀につき、国が戦没者の情報をその子らである X らの承認なく同神社に提供した行為に対し、X らが国に損害賠償を請求したところ、除斥期間の経過を理由にその請求を棄却した(令和 7 年 1 月 17 日最高裁)

参照条文等:平成 29 年法律第 44 号による改正前の民法 724 条後段

キーワード:除斥期間 損害賠償請求 戦没者の情報

【2】共同住宅の漏水事故につき、被害を受けた区分所有者 X が上階の区分所有者 Y1 及び管理組合 Y2 に対し連帯して損害賠償等を請求した事案で、Y1 に対する損害賠償請求を一部認容したが、X は Y2 に対する損害賠償請求権を有しないと判示(令和 5 年 9 月 27 日東京高裁)

参照条文等:民法 717 条 1 項

キーワード:管理組合 損害賠償請求 漏水事故

【3】土地付共同住宅を贈与され賃料収入で債務を完済した物件は負担付贈与であり、贈与時における贈与の目的物の価額から残元金を控除した部分が特別受益部分で、贈与時の特別受益の価格割合を相続開始時の目的物全体の価額で乗じた額が「贈与の価額」と判示(令和 5 年 12 月 7 日東京高裁)

参照条文等:民法(平成 30 年法律第 72 号による改正前のもの)903 条 1 項・1038 条

キーワード:賃料収入 債務の完済 負担付贈与

【4】文書改竄を指示され自殺した A の妻が当時の財務省理財局長 Y に損害賠償を求めた事案で、当該公務員が「違法に他人に損害を加えたとき」に当らず、「個人として被害者に説明及び謝罪をすべき法的義務を負って」いないと判示(令和 5 年 12 月 19 日大阪高裁)

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項、民法 709 条

キーワード:個人としての説明及び謝罪 法的義務 公務員

【5】先天性の聴覚障害を有していた児童が交通事故死した事案において、健聴者と同じ職場で同じ条件で働くことができたであろうことが合理的に予測することができた等として平均賃金を減額することなく計算の基礎として死亡逸失利益を認定した事例(令和 7 年 1 月 20 日大阪高裁)

参照条文等:民法 709 条

キーワード:逸失利益 聴覚障害 平均賃金

【6】雇用契約から競業避免義務のある業務委託契約への移行が、それを受け容れるかやめるかの選択肢しかなく、競業避免義務がその期間及び場所的範囲に照らし相当重い内容になっていた場合、同業務委託契約は公序良俗に反し無効であるとされた事例(令和 5 年 6 月 15 日東京地裁)

参照条文等:民法 90 条

キーワード:業務委託契約への移行 公序良俗 競業避免義務

【7】Y1 社(代表取締役 Y2)が販売したポイント商品を購入した X らが、Y1が改定した規約を根拠に換金を停止したことでポイントの有効期間が経過をしたことから、Y1に対し換金額等の支払を請求したところ、これが認容された事案(令和 5 年 9 月 4 日東京地裁)

参照条文等:民法 90 条・91 条、会社法 429 条 1 項、同 350 条

キーワード:ポイント商品 換金の停止 規約の改定

【8】在日コリアン 3 世である X が Y による X に関するインターネット上の投稿(「日本国に仇なす敵国人め。さっさと祖国へ帰れ」)等の記述を含む各投稿が X に対する不法行為を構成するとして Y に対し損害賠償の支払を求め、請求の一部が認容された事例(令和 5 年 10 月 12 日横浜地裁川崎支部)

参照条文等:憲法 13 条、民法 709 条・710 条、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 2 条

キーワード:インターネット上の投稿 損害賠償請求 不法行為

【9】当時中学生だった X1 が Y1、Y2 のいじめを受けたとして慰謝料を請求した第 1 事件、いじめのヒアリング中 Y2 が X1 の両親 X2、X3 に脅迫、恫喝を受けたとして慰謝料を請求した第 2 事件において、第 1 事件では X1 の請求を一部認容、第 2 事件では Y2 の請求を棄却(令和 5 年 10 月 30 日東京地裁)

参照条文等:民法 709 条・719 条、いじめ防止対策推進法 1 条・2 条 1 項

キーワード:いじめ行為 不適切な発言 社会通念上許された範囲

【10】X らは Y 社と専属マネジメント契約を締結し、契約には契約期間内であっても合意によって契約を解除できるとの定めに基づき X らは同期間内に契約解除の通知をし、Y は合意解除の定めにより X らは解除権を放棄した等と主張したが、X の請求が認容された事例(令和 6 年 7 月 8 日東京地裁)

参照条文等:民法 651 条 1 項

キーワード:権利濫用 解除権の放棄 合意解除の定め

(知的財産)

【11】発明の名称を「自動二輪車のブレーキ制御装置及び拳動解析装置」とする特許に基づく不当利得等の支払請求をいずれも棄却した原審につき特許権者である控訴人がこれを不服として控訴したが、本件特許はサポート要件を欠き無効にされるべきとして棄却された事案(令和 7 年 1 月 15 日知財高裁)

参照条文等:特許法 36 条 6 項 1 号・104 条の 3 第 1 項

キーワード:サポート要件 特許無効審判 不当利得

【12】原告は第 25 類「靴類」等を指定商品とし「INTUITION」の欧文字を横書きしてなる登録商標の商標権者だが、被告が本件商標の不使用取消審判を請求し特許庁が取消審判をしたため原告が審判の取消を求めたところ、その請求が認容された事例(令和 7 年 1 月 22 日知財高裁)

参照条文等:商標法 50 条・2 条 3 項 8 号

キーワード:不使用取消審判 商標権 要証期間

【13】国際出願に係る国内手続において発明者の氏名欄に「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載した国内書面を提出した控訴人の国際出願を却下した処分が違法であるとして本件処分の取消しを求めたが棄却された事案(令和 7 年 1 月 30 日知財高裁)

参照条文等:特許法 184 条の 5 第 1 項 2 号・29 条 1 項柱書

キーワード:国際出願 ダバス 人工知能 特許を受ける権利の帰属主体

【14】原告は指定役務を第 41 類「技芸・スポーツ又は知識の教授」等とし「JPC スポーツ教室」の文字からなる商標の登録出願をし拒絶査定を受けたため拒絶査定不服審判を請求したところ特許庁が不成立の審決をしたので審決取消を求め本件訴訟を提起したが棄却された事案(令和 7 年 2 月 4 日知財高裁)

参照条文等:商標法 4 条 1 項 6 号

キーワード:JPC 公益に関する事業 標章 著名性

(民事手続)

【15】A 社の運転手 X らは Y らの休憩室での発言や A 社従業員への対面での発言が名誉毀損にあたるとして損害賠償を請求し、X らの(1)休憩室内での会話の無断録音及び(2)対面での相手との会話の無断録音の証拠能力が争われ(1)を違法とし(2)の証拠能力を認めた事例(令和 5 年 12 月 7 日大阪地裁)

参照条文等:民事訴訟法 2 条

キーワード:会話の無断録音 証拠能力 信義則違反

(刑法)

【16】18 歳未満の者の監護者たる身分のない者が、監護者と共に謀して、監護者であることによる影響力があることに乘じて当該 18 歳未満の者に対し性交等をした場合、監護者の身分のない者には刑法 65 条 1 項の適用により監護者性交等罪の共同正犯が成立すると判示(令和 7 年 1 月 27 日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法 414 条・386 条 1 項 3 号、刑法 21 条・65 条 1 項、刑法(令和 5 年法律第 66 号による改正前のもの)179 条 2 項

キーワード:監護者でない者 被監護者と性交 身分犯 共同正犯

【17】A 労働組合 B 支部の執行委員長であった被告人が、バラセメント等の輸送運賃の引上、運転手の労働条件改善を求めて行われた違法な実力行使を認識し、共犯者らを通じて威力業務妨害行為を実行したものと評価できるとした原判断を是認し上告を棄却した(令和 7 年 1 月 27 日最高裁)

参照条文等:刑法 60 条

キーワード:労働組合の執行委員長 組合員の威力業務妨害行為 共謀共同正犯

【18】乗用車で被害者をはね傷害を負わせた被告人の救護措置の適否が問われた事案。第 1 審は迅速な救護措置を講じなかったとして懲役 6 月に処したが、原判決は救護義務違反の罪の成立を否定し無罪を言い渡した。本判決は原判決を破棄し第 1 審判決の維持が相当とした(令和 7 年 2 月 7 日最高裁)

参照条文等:道路交通法(令和 4 年法律第 32 号による改正前のもの)72 条 1 項前段

キーワード:救護義務 コンビニエンスストア 飲酒運転

(公法)

【19】千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例(昭和 49 年千葉県条例第 55 号)の議員定数配分規定は、令和 5 年 4 月 9 日に行われた千葉県議会議員一般選挙当時公職選挙法 15 条 8 項及び憲法 14 条 1 項に違反していたものとはいえないとされた事例(令和 7 年 1 月 28 最高裁)

参照条文等:公職選挙法 15 条 8 項、憲法 14 条 1 項

キーワード:千葉県議会議員選挙 議員定数配分 1 票の格差

【20】複合構造の非木造家屋につき家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たって固定資産評価基準別表第 13 の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが同基準に反しないとされた事例(令和 7 年 2 月 17 日最高裁)

参照条文等:地方税法 403 条 1 項・388 条 1 項

キーワード:非木造家屋 複合構造家屋 固定資産評価 経年減点補正率

【21】複合構造の非木造家屋につき家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たって固定資産評価基準別表第 14 の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが同基準に反しないとされた事例(令和 7 年 2 月 17 日最高裁)

参照条文等:地方税法 403 条 1 項・388 条 1 項

キーワード:非木造家屋 複合構造家屋 固定資産評価 経年減点補正率

【22】複合構造の非木造家屋につき家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たって固定資産評価基準別表第 15 の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが同基準に反しないとされた事例(令和 7 年 2 月 17 日最高裁)

参照条文等:地方税法 403 条 1 項・388 条 1 項

キーワード:非木造家屋 複合構造家屋 固定資産評価 経年減点補正率

【23】交通事故を起こした X に対する免許取消等処分につき、X の帰責性を慎重に判断するべきとした上で、処分要件の根幹に内容上の過誤があり X に本件処分の不利益を甘受させることが著しく不当と認められる例外的な事情があるとして本件処分の無効を確認した事例(令和 5 年 9 月 26 日福岡高裁)

参照条文等:道路交通法 103 条 1 項 5 号、道路交通法施行令 38 条 5 項 1 号イ、別表第二の三

キーワード:交通事故 免許取消等処分の無効 刑事事件で無罪

(社会法)

【24】Y(オランダの航空会社)との間で有期労働契約を締結し客室乗務員として勤務してきた X らが、Y から雇止めを通知されたことを受けて、地位確認、雇止め後の賃金の支払及び本件雇止めを強行法規違反として損害賠償を求めたところ、請求の一部が認容された事例(令和 5 年 3 月 27 日東京地裁)

参照条文等:労働契約法 19 条、法の適用に関する通則法 12 条

キーワード:客室乗務員 無期転換 オランダ法

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最二判令和 7 年 1 月 17 日 裁判所 HP

令和 6 年(受)第 275 号 第二次世界大戦戦没者合祀絶止等請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/704/093704_hanrei.pdf

裁判要旨

靖國神社は、国から第二次世界大戦で戦没した軍人・軍属の氏名等の情報の提供を受け、それらの者を合祀していたところ、国が、X らの了承を得ずに、靖國神社に X らの各父親の情報を提供した行為について、X らの国に対する損害賠償請求を除斥期間の経過を理由に棄却すべきものとした原審の結論が是認された事例

(理由)

本件各合祀は昭和 34 年 10 月 17 日までにされている一方、本件訴えの提起は平成 25 年 10 月 22 日にされている。そうすると、本件情報提供行為が違法か否かについて判断するまでもなく、X らの請求に係る損害賠償請求権については、平成 29 年法律第 44 号による改正前の民法 724 条後段の除斥期間が経過していることが明らかである。そして、原審が適法に確定した事実及び上告人らの主張を精査しても、国が上記除斥期間の主張をすることが、信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断するに足りる事情があるとはうかがわれない。

参照条文等:平成 29 年法律第 44 号による改正前の民法 724 条後段

【2】東京高判令和 5 年 9 月 27 日 判例時報 2612 号 38 頁

令和 5 年(ネ)第 786 号 損害賠償等請求控訴事件(一部変更、一部取消・請求一部棄却(上告・上告受理申立))

区分所有建物である共同住宅(本件建物)の共用部分(外壁躯体部分)に雨水の侵入が可能な隙間ないし亀裂が生じていたため発生した漏水事故に関して、被害を受けた区分所有者の 1 人(X)が、自身の部屋の上階の区分所有者(Y1)兼居住者及び区分所有者全員で構成される当該建物の管理組合(Y2)に対し、連帯して、管理規約等に基づいて事故発生箇所につき調査及び補修を行うよう求めるとともに、工作物責任に基づく損害賠償請求をした事案。

原判決(東京地判令和 4 年 12 月 27 日・判例時報 2591 号 21 頁)は、(1)外壁躯体部分の隙間ないし亀裂は民法 717 条 1 項本文の「瑕疵」に該当し、管理規約上本件建物の主体構造部は共用部分に含まれることから、その占有者は当該部分を共有する本件建物の区分所有者全員であり、同部分の亀裂等を放置している以上、占有者である区分所有者全員に保存の瑕疵があり、区分所有者全員が X に対し不真正連帯債務の形で民法 717 条 1 項本文に基づく損害賠償債務を負う、(2)Y2 が共有部分を管理しその修繕を同組合の負担において行う旨の定めが管理規約にあるときは、共用部分の保存の瑕疵により第三者が損害を被った場合に発生することになる民法 717 条 1 項本文に基づく損害賠償債務を履行する権限を区分所有者全員が Y2 に対し付与するという趣旨を含むものと解するのが相当で、管理規約にその定めがあり、負担の時期及び負担額に制限を設けていないことから、被害者が共用部分の工作物責任に基づく損害賠償債務の履行を求めた際に、Y2 が当該債務を全額履行する権限を付与されたものと認められ、事故と相当因果関係ある損害につきこれを賠償する義務がある、(3)Y1 に対する請求については、上記権限付与は区分所有者個人に対する請求を妨げるものではなく、請求者も被請求者も占有者の 1 人である以上、連帯債務者が一旦全ての債務を履行し他の連帯債務者に対して求償権行使する場面と類似するから、

Y1 はその負担割合(持分)の限度で事故と相当因果関係ある損害につき賠償する義務を負う、(4)管理規約は X と Y らとの間の権利義務関係を定めたものではなく、管理規約の定めを根拠として調査及び補修の義務を負う旨の主張には理由がない、などと各判示し、X の Y らに対する請求を一部認容した。

控訴審は、上記原判決判示のうち(2)につき、管理規約の定めから当然に Y2 において区分所有者全員が負うべき民法 717 条 1 項に基づく損害賠償債務の履行をする権限を付与され、区分所有者全員との関係で同債務の履行を引き受ける義務を負うことになるものと認めることは困難であり、X は管理組合に対する民法 717 条 1 項の工作物責任に基づく損害賠償請求権を有しないとし、また、管理義務違反等も認められないとして、原判決の Y2 敗訴部分を取り消して請求を棄却した。また、Y1 に対する請求については、本件事故による X の損害額の認定を変更し、認容金額を 38 万 9593 円から 40 万 4176 円に増額した。

参考条文等:民法 717 条 1 項

【3】東京高決令和 5 年 12 月 7 日 判例時報 2610 号 58 頁

令和 5 年(ラ)第 1268 号 遺産分割審判等に対する抗告事件(一部変更(確定))

D(被相続人父)及び E(被相続人母)の相続人である B(二男)が、A(長男)及び C(長女)に対し、被相続人 D・E の遺産について遺産分割の審判を求める等した事案。

D が共同住宅を建築するため金融機関から 2600 万円を借り入れ(本件債務)、共同住宅及び敷地に抵当権を設定した。その後、D と A は A が本件債務(残元金約 2481 万円)を免責的債務引受することを条件に共同住宅及び敷地を贈与する旨の負担付贈与契約(本件贈与)を締結し、A は共同住宅の賃料収入を原資に本件債務を完済した。

本件では、本件贈与が実質的に単純贈与といえるかが争点となった。原審は単純贈与としたが、抗告審は、本件贈与後に発生する賃料収入は本件贈与の対象ではなく、A に帰属し、A の計算において本件債務の弁済が行われたとして、負担付贈与であると判断し、その上で、贈与時における贈与の目的物の価額から残元金を控除した部分が特別受益部分であり、贈与時の特別受益の価格割合を相続開始時の目的物全体の価額で乗じた額が「贈与の価額」であるとした。

参考条文等:民法(平成 30 年法律第 72 号による改正前のもの)903 条 1 項・1038 条

【4】大阪高判令和 5 年 12 月 19 日 判例タイムズ 1527 号 70 頁

令和 5 年(ネ)第 57 号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/653/092653_hanrei.pdf

X の夫 A は、財務省近畿財務局に勤務時、学校法人の国有地売却に関する決裁文書の改ざんを指示されてその作業に従事するなどした後、鬱病を発症して自殺した。X は当時の財務省理財局長であった Y に対し、Y が(1)決裁文書の改ざんを指示して A を自殺に至らしめた、(2)A の死亡後、X に対して改ざんの指示の経緯に関する説明及び謝罪すべき信義則上の義務に違反したことにより X に精神的苦痛を与えたなどとして、民法 709 条に基づき損害賠償金 1650 万円の支払等を求めた。X は国に対しても国賠法 1 条 1 項に基づき逸失利益及び慰謝料等合計 1 億 0700 万円等の支払を求めたが、国が請求を認諾したため国に対する訴訟は終了した。

本判決は、(1)X の主張する事実は国賠法 1 条 1 項にいう「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたとき」に該当するので、(学説上は故意又は重過失がある場合に公務員個人が責任を負うという制限的肯定説等も有力ではあるが、当裁判所は採用できず)同条同項に基づき当該公務員個人である Y は責任を負わない、(2)一般に公務員が違法行為をした場合、当該公務員が個人として被害者に対して説明及び謝罪をすべき法的義務

を負っているとは解されないとし、控訴を棄却した。

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項、民法 709 条

【5】大阪高判令和 7 年 1 月 20 日 裁判所 HP

令和 5 年(ネ)第 619 号 損害賠償請求控訴事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/741/093741_hanrei.pdf

先天性の聴覚障害を有していた児童が交通事故死した事案において、被害児童の聴覚の状態像を個別具体的に分析した上で、被害児童が就労可能年齢に達したときの労働能力の見通し、聴覚障害者をめぐる社会情勢・社会意識や職場環境の変化を踏まえた被害児童の就労の見通しを検討した結果、被害児童については、決して過重とはいえない合理的配慮がされる就労環境を獲得し、健聴者と同じ職場で同じ条件で働くことができたであろうことが、本件事故当時においても蓋然性をもって合理的に予測することができた等として、全労働者平均賃金を減額するべき程度に労働能力に制限があるとはいえないとして、上記平均賃金を減額することなく計算の基礎として死亡逸失利益を認定した事例。

参照条文等:民法 709 条

【6】東京地判令和 5 年 6 月 15 日 判例タイムズ 1527 号 229 頁

令和 4 年(ワ)第 455 号 損害賠償請求事件(請求棄却、控訴(後和解))

Y は平成 22 年 4 月に X との間で雇用契約を締結し美容師として勤務していたが、令和元年 10 月 3 日に同契約を終了させ、業務委託契約を締結した。業務委託契約には、契約期間中及び契約終了後 2 年間は、X の本社及び営業所の所在地から半径 5 km 以内において X の許可なく同業他社に就職等してはならず、違反した場合には違約金 300 万円を支払うとの約定があった。業務委託契約が令和 2 年 12 月 31 日に合意により終了した後、Y が令和 3 年 1 月 6 日から半径 5 km 以内にある同業他社の店舗にて美容師として稼働したところ、X は Y に対し、約定に違反したとして違約金 300 万円の支払等を求めた。

本判決は、当初の雇用契約には退職後の競業禁止義務は課せられていなかったこと、勤務から 9 年以上が経過した後で X が業務委託契約を申入れた際、X は、引き続き働くためには業務委託契約への移行が必須であるという強い態度を取っており、Y には事実上、受け容れるか辞めるかしか選択肢がなく従前の雇用契約を維持するという選択肢が認められていなかったこと、上記約定による競業禁止義務がその期間及び場所的範囲に照らし相当重い内容になっていること等から、公序良俗に反し無効であるとして、X の請求を棄却した。

参照条文等:民法 90 条

【7】東京地判令和 5 年 9 月 4 日 判例時報 2611 号 42 頁

令和 2 年(ワ)第 31719 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

本件は、化粧品等を販売する Y1 社(代表取締役 Y2)が販売したポイント商品(購入月の翌々月から一定期間、毎月購入額の 3~5% のポイントが付与され、最終月に購入額と同額のポイントが付与される商品)を購入した X1~X44 らが、主位的に、Y1 に対し、保有ポイントを換金したとして換金額及び遅延損害金の支払を、予備的に、ポイント商品の販売システムは詐欺的な取引であるとして、Y2 に対し、会社法 429 条 1 項、Y1 に対し、同法 350 条に基づく損害賠償等の支払を請求した事案である。なお、ポイントは換金可能であり、有効期間は、ポイント発生後 6 か月とされていたが、Y1 は、令和 2 年 1 月頃、規約を根拠に換金を停止した(換金停止措置)。

本判決は、ポイントを換金することができるか否かはポイント商品を購入する会員にとって極めて重要な利益であること等を考慮し、ポイントの換金を一方的に停止する内容の変更については本件規約による改

定として想定されていないとして、換金停止措置の効力を否定し、換金停止措置の間、有効期間は進行しないとして X らの換金請求を認容した。予備的請求については、ポイント商品に係る取引の違法性及びこれに対する Y2 の認識について、会社法 429 条 1 項の責任発生を裏付ける具体的な主張立証がないことを理由に請求を棄却し、Y1 に対する請求も棄却した。

参照条文等:民法 90 条・91 条、会社法 429 条 1 項、同 350 条

【8】横浜地裁川崎支部判令和 5 年 10 月 12 日 判例時報 2610 号 79 頁

令和 3 年(ワ)第 913 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

在日コリアン 3 世である X が Y による X に関するインターネット上の投稿(「日本國に仇なす敵国人め。さっさと祖国へ帰れ」)等の記述を含む各投稿が X に対する不法行為を構成するとして、Y に対し損害賠償を請求した事案。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 2 条にいう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かが争点となったところ、本判決は、被告の本邦外出身者に対する否定的な意見を示す文言に続いて前期記述がなされていることも踏まえると、原告を含むいわゆる在日コリアンは日本國の敵であると何らの根拠なく断定する悪意ある表現を用いて、その出身地を理由として日本国外へ排斥することを煽る表現であり、当該文言に該当すると判断し、また、憲法 13 条に由来する住居において平穏に生活する権利等の人格権を違法に侵害しているとして、かかる投稿については 165 万円(弁護士費用含む)の請求のうち 110 万円の限度で賠償を認めた。

参照条文等:憲法 13 条、民法 709 条・710 条、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 2 条

【9】東京地判令和 5 年 10 月 30 日 判例時報 2611 号 51 頁

令和 2 年(ワ)第 28393 号(第 1 事件)・令和 3 年(ワ)第 5127 号(第 2 事件) 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

本件第 1 事件は、当時中学生だった X1 がクラスメイト Y1 及び Y2 からいじめを受けたと主張して、不法行為に基づく損害賠償として慰謝料(Y1 に対して 300 万円、Y2 に対して 200 万円)を求めた事案であり、本件第 2 事件は、X1 のいじめの申出を受けて中学校でヒアリングが行われた際に、Y2 が X1 の両親 X2 及び X3 から脅迫、恫喝又は侮辱に当たる発言により一方的に非難されたとして、X2 及び X3 に対し、共同不法行為に基づく損害賠償として慰謝料 150 万円を求めた事案である。

本判決は、第 1 事件について、いじめ行為を認定し、いじめ防止対策推進法 2 条 1 項の「いじめ」に該当するからといって当然に不法行為に当たると評価するのは相当ではないとした上で、本件においては不法行為の成立を認め、Y1、Y2 それぞれに対し 5 万円の限度で請求を認容し、第 2 事件について、X2 及び X3 のヒアリングにおける言動に不適切な発言があったとしたが、X1 が当時既に不登校になっていたこと、聞き取り等で Y2 の名前が挙がっていただけでなく主導的な立場にあったように指摘されていたにもかかわらず、Y2 が否定する態度に終始していたことなどからすると、X2 及び X3 の発言を直ちに違法と評価するのは相当ではないとし、社会通念上許された範囲を超えた違法なものとまではいえないとして請求を棄却した。

参照条文等:民法 709 条・719 条、いじめ防止対策推進法 1 条・2 条 1 項

【10】東京地判令和 6 年 7 月 8 日 判例時報 2610 号 89 頁

令和 5 年(ワ)第 70722 号 妨害禁止等請求事件(認容(確定))

いわゆるカップルユーチューバーである X らは、株式会社 Y との間で専属マネジメント契約を締結した。

本契約には、X らは 3 年間の契約期間内であっても合意によって契約を解除できるとの定めがあったところ、X らは同期間に内に契約を解除する旨の通知をした。X らは契約終了の確認を求めたところ、Y は、合意解除の定めにより X らは解除権を放棄した、解除権の行使は権利濫用に当たると反論した。

本判決は、委任者は、明らかに解除権を放棄したと認められる特段の事情がない限り、いつでも委任契約の解除をすることができるものと解するのが相当であるとした上で、本契約の合意解除の定めは解除権を放棄する旨を明記するものとはいえないから、特段の事情は認められないとして、また、X らが契約期間中に他のエージェントと交渉等をしていたとの事実が認められたとしても委任契約の性質に鑑み、解除権の行使が権利の濫用にあたると直ちに解することはできないとして、X の請求を認めた。

参照条文等:民法 651 条 1 項

(知的財産)

【11】知財高判令和 7 年 1 月 15 日 裁判所 HP

令和 6 年(ネ)第 10038 号 不当利得返還等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/712/093712_hanrei.pdf

発明の名称を「自動二輪車のブレーキ制御装置及び挙動解析装置」とする特許に基づく不当利得等の支払い請求をいずれも棄却した原審について、特許権者である控訴人がこれを不服として控訴したが、本件特許はサポート要件を欠き、特許無効審判により無効にされるべきものであるとして、棄却された事案。

控訴人は「 Ψ 」を角加速度を表す記号「 $\Psi\bullet$ 」(「 Ψ 」の上に「 \cdot 」)に訂正することを主張する。本件特許権に係る特許請求の範囲及び本件明細書には、「傾斜角速度(Ψ)」、「角速度検出値(Ψ)」、「角速度 Ψ (rad/sec)」、「角速度(Ψ)」「車両のロールによる角速度」、「ロール方向の角速度」、「角速度出力(Ψ)」、「ロール角速度 Ψ 」、「ロール速度 Ψ 」、「傾斜角速度 Ψ 」及び「ロール角速度(Ψ)」との記載が認められ、他方で、「該傾斜角速度(Ψ)の時間微分で得られる傾斜角加速度($d\Psi/dt$)」、「傾斜し始めの傾斜速度(ロール速度 Ψ)を時間微分 $d\Psi/dt$ した角加速度を検知(図中 $\Delta\Psi$ の部位)することにより」との記載も認められるから、本件明細書においては、傾斜角速度を「 Ψ 」、傾斜角加速度を「 $d\Psi/dt$ 」又は「 $\Delta\Psi$ 」と表しているものと認められる。そして、本件発明 1 では「横加速度を検出する加速度センサーのロールによる影響を取り除く演算を行った補正後の横 G(Ghosei)の導出方法」と特定され、本件発明 2 では「加速度センサーのロールによる影響を取り除く演算を行った補正後の横 G(Ghosei)の導出方法として、前記横加速度から前記加速度センサーの車両取り付け高さと前記傾斜角速度(A)または傾斜角速度(B)のいずれかの積、との差分を求め、」と特定されているところ、請求項 1 を引用して記載された請求項 4 には「前記信号演算として、加速度センサーのロールによる影響を取り除く演算を行った補正後の横 G(Ghosei)の導出方法として、前記検出された横加速度(Gken)から加速度センサーの車両取り付け高さ(hsen)と前記検出された傾斜角速度(Ψ)の積、との差分を求めること、の導出方法を有する事」などと記載されている。そうすると、本件明細書等に記載された「加速度センサーのロールによる影響を取り除く演算を行った補正後の横 G(Ghosei)の導出方法」について、当業者は本件明細書に物理学上意味をなさない導出方法が記載されていることを理解するにとどまり、角速度 Ψ を角加速度「 $\Psi\bullet$ 」(「 Ψ 」の上に「 \cdot 」)の趣旨に理解するのが当然であるとまでは認められない。

以上のことから、控訴人が主張する「 Ψ 」を角加速度を表す記号「 $\Psi\bullet$ 」(「 Ψ 」の上に「 \cdot 」)への訂正是認められず、本件各発明のいずれについても、特許請求の範囲に記載された発明が本件明細書に記載された発明であるとはいえないから、サポート要件を欠き、本件各発明に係る特許について、特許無効審判により無効にされるべきものといえる。

参照条文等:特許法 36 条 6 項 1 号・104 条の 3 第 1 項

【12】知財高判令和7年1月22日 裁判所 HP

令和6年(行ケ)第10072号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/769/093769_hanrei.pdf

原告は、「INTUITION」の欧文字を横書きしてなり、第25類「靴類」等を指定商品とする登録商標(本件商標)の商標権者である。被告が、本件商標について不使用取消審判を請求したところ、特許庁が本件商標の登録を取り消す旨の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求めた事案。

原告の通常使用権者が販売する靴に関する資料(原告商品資料)には、「INTUITION WILL JP」とび「INTUITION3WAY シューズ」との記載があるので、原告商品資料には「INTUITION」の文字が商標として記載されていると認められる。したがって、原告の通常使用権者は、要証期間に、本件商標と社会通念上同一の商標である「INTUITION」の商標を使用したと認められる。

これに対し、被告は、原告商品資料の「INTUITION WILL JP」の文字のうち「INTUITION」の文字部分のみが商標として認識されることはないと主張する。しかし、原告商品資料において、「INTUITION WILL JP」の記載が、いずれも、「INTUITON」の後で改行されて2行にわたっており、その間に1行分ほどの間隔があり、「INTUITION」の文字が「WILL JP」の文字よりも大きく記載されていること等からすれば、原告商品資料を見る取引者及び需要者は、「INTUITION WILL JP」の文字が「INTUITION」の文字と「WILL JP」の文字とを組み合わせたものであり、「INTUITION」の文字が靴の商品の名称を示すものとして記載されていることを認識するものと認められる。

また、被告は、原告商品資料の「INTUITION3WAY シューズ」の文字についても、「INTUITION」の文字のみを取り出して商品名の表示であると認識されることはない旨主張する。しかし、原告商品資料において「INTUITION3WAY シューズ」の文字が記載されたページの記載や写真の内容を踏まえれば、原告商品資料を見る取引者及び需要者は、上記文字が「INTUITION」、「3WAY」及び「シューズ」の各文字を組み合わせたものであり、「3WAY」は、使用可能な3通りの用法(サンダル、室内履き、スニーカー)を示し、「シューズ」は、商品が靴であることを示すものであると認識し、「INTUITION」の文字が靴の商品の名称を示すものとして記載されていることを認識するものと認められる。

したがって、被告の上記主張を採用することができず、原告の請求を認容する。

参考条文等:商標法 50条・2条3項8号

【13】知財高判令和7年1月30日 裁判所 HP

令和6年(行コ)第10006号 出願却下処分取消請求控訴事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/757/093757_hanrei.pdf

国際出願に係る国内手続において発明者の氏名欄に「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載した国内書面を提出した控訴人の国際出願を却下した処分が違法であるとして本件処分の取消しを求めたが、特許を受けることができる「発明」は自然人が発明者となるものに限られるとして、棄却された事案。

特許法は、特許を受ける権利について、自然人が発明をしたとき、原則として、当該自然人に原始的に特許を受ける権利が帰属するものとして発生することとし、例外的に、職務発明について、一定の要件の下に使用者等に原始的に帰属することを認めているが、これら以外の者に特許を受ける権利が発生することを定めた規定はない。また、同法に定める「特許を受ける権利」以外の権利に基づき特許を付与するための手続を定めた規定や、自然人以外の者が発明者になることを前提として特許を付与するための手続を定めた規定もない。したがって、同法に基づき特許を受けることができる「発明」は、自然人が発明者となるものに限られると解するのが相当である。

原告は、特許法の制定当時、AI発明という概念やこれに伴う法律問題は存在しなかったから、特許法が

AI 発明に関する規定を設けていないことは、AI 発明の保護を一律に否定する理由にはならないと主張し、また、AI 発明は現に誕生して利用され、今後も増加が予想されるから、産業の発達に寄与するという特許法の目的に照らし、できる限り保護を認めるよう解釈運用すべき等と主張する。しかし、特許権は「発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」ことを目的とする特許法に基づいて付与されるものであり、その制度設計は、国際協調の側面も含め、一国の産業政策の観点から議論されるべき問題である。AI 発明に特許権を付与するか否かは、発明者が自然人であることを前提とする現在の特許権と同内容の権利とすべきかを含め、AI 発明が社会に及ぼすさまざまな影響についての広汎かつ慎重な議論を踏まえた、立法化のための議論が必要な問題であって、現行法の解釈論によって対応することは困難である。原告が主張する発明者を自然人に限定した場合の弊害等も、これらの立法政策についての議論の中で検討されるべき問題であり、単純に AI 発明を現行制度の特許権の対象とするような法解釈をすることが、直ちに「発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することにつながるということはできない。

参照条文等:特許法 184 条の 5 第 1 項 2 号・29 条 1 項柱書

【14】知財高判令和 7 年 2 月 4 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10060 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/761/093761_hanrei.pdf

原告は、「JPC スポーツ教室」の文字からなり、指定役務を第 41 類「技芸・スポーツ又は知識の教授」等とする商標(本願商標)について商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

原告において、JPC の文字が、財団法人日本障害者スポーツ協会の内部組織である日本パラリンピック委員会(Japanese Paralympic Committee)の略称として一般に広く認識されているかについてアンケート調査(以下「本件アンケート」という。)を実施したところ、「JPC」の文字を正しく想起、認識したものの数は、回答者総数 624 人中 11 人(1.8%)にすぎず、「JOC」の文字を正しく想起、認識した者(624 人中 53 人、8.4%)より相当少なかった。そこで、原告は、本件アンケートの結果、「JPC」の認知度が「JOC」よりも低いと主張する。

確かに、本件アンケートの回答結果によれば、「JOC」について思い浮かぶものを最大 3 つまで回答させたところ、「JOC(日本オリンピック委員会)」(51 人、8.2%)、「日本オリンピックいいんかい」(1 人、0.2%)及び「JAPAN オリンピック委員会」(1 人、0.2%)と回答した者の合計は 53 人(8.5%)であり、「JPC」と聞いて「日本パラリンピック委員会」及び「ジャパンパラリンピック委員会」と回答した者(合計 11 人、1.8%)より多くなっている。しかし、本件では「JPC」自体の著名性が認められれば足るのであり、「JOC」と比較してその認知度が低いからといって、このことから「JPC」が日本パラリンピック委員会ないしその略称として認知されていないと推認することはできない。

以上に加え、昨今におけるパラリンピック競技に関する活動の活性化やその宣伝広告の状況を踏まえると、「JPC」の文字が、国語辞典に掲載されておらず、あるいは、仮に「JOC」の文字より知名度が低いとしても、なお、「JPC」の文字は、本願商標の指定役務に係る需要者の間において広く認識されており、著名性を有すると認めるのが相当である。そうすると、本願商標は、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名な「JPC」の略称であり、商標法 4 条 1 項 6 号に該当するので、本件審決にこれを取り消すべき違法はない、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 6 号

(民事手続)

**【15】大阪地判令和 5 年 12 月 7 日 判例タイムズ 1527 号 214 頁
令和 3 年(ワ)第 6483 号 慰謝料請求事件(本訴)、令和 4 年(ワ)第 350 号 損害賠償請求事件(反訴)(一部認容、控訴)**

A 社のトラック運転手 X らは、運転手 Y らの休憩室での発言や A 社従業員への対面での発言等が名誉毀損にあたるとして不法行為に基づく損害賠償を請求した。X らが(1)休憩室内に録音機を設置して会話を無断録音し、(2)対面での相手との会話を無断録音したことから、違法収集証拠に当るとして証拠能力が争われた。

本判決は、(1)について、休憩室は関係者しか出入り出来ず、利用者がその場に居合わせた者を確認して内容を選ばずに発言等ができる場所であり、そのような場所に 4 か月間にわたり合計 20 回程度、1 回につき 3 時間程度、録音機を他人に気付かれないように設置し、会話内容等を問うことなく不特定多数の者の会話を包括的網羅的に録音する行為はプライバシー権を著しく侵害し、建造物侵入罪に該当して刑事罰の対象となり得るもので、違法性が著しく強い行為であるとして信義則に反し許されないとして排除を認めたが、(2)については、態様は適切ではないが、会話の相手方は発言内容の口外を禁じていた訳ではなく、人を介して第三者に伝わることは容認していたのであるから、発言内容の処分を委ねているとも評価できるとし、録音が会話の存在及び内容を立証する重要な証拠であること等から、信義則違反とは言えないとして証拠能力を認めた。

参照条文等:民事訴訟法 2 条

(刑法)

【16】最一決令和 7 年 1 月 27 日 裁判所 HP

令和 6 年(あ)第 753 号 監護者性交等、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/744/093744_hanrei.pdf

(判旨)

18 歳未満の者を現に監護する者(以下「監護者」という。)の身分のない者が、監護者と共に謀して、監護者であることによる影響力があることに乘じて当該 18 歳未満の者に対し性交等をした場合、監護者の身分のない者には刑法 65 条 1 項の適用により監護者性交等罪(令和 5 年法律第 66 号による改正前の刑法 179 条 2 項)の共同正犯が成立すると解するのが相当である。

よって、上告を棄却する。

参照条文等:刑事訴訟法 414 条・386 条 1 項 3 号、刑法 21 条・65 条 1 項、刑法(令和 5 年法律第 66 号による改正前のもの)179 条 2 項

【17】最二決令和 7 年 1 月 27 日 裁判所 HP

令和 5 年(あ)第 422 号 威力業務妨害、恐喝未遂被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/745/093745_hanrei.pdf

(判旨)

原判決の判示する各威力業務妨害行為(以下「本件各行為」という。)は、被告人が執行委員長であった A 労働組合 B 支部(以下「B 支部」という。)が、バラセメント等の輸送運賃を引き上げることにより輸送業務に従事する運転手らの労働条件の改善を図るとの目的の下、バラセメント等の輸送業者の輸送業務を一斉に停止させること等を意図して、多数の組合員を動員して組織的に行った活動(以下「本件活動」という。)の一環であるところ、本件活動前の時点で、それまで連携関係にあった他の労働組合の一部が本件活動に参加しない方針であり、また、輸送業者の中には本件活動に非協力的で輸送業務を停止しないものが

あるなどの事情が判明していたこと、B 支部内の下部組織の会議においては、「意思統一」と称して、上記のような関係者の動向が共有された上で全ての輸送業務を停止させるという執行部の方針が徹底され、特に非協力的な輸送業者が出入りするサービスステーションにおける輸送車両の排除の重要性が強調されていましたこと、被告人は、本件活動後、本件活動に参加した組合員らをねぎらったこと等が認められます。

以上のような本件活動をめぐる関係者の動向やこれを踏まえた B 支部内の対応、被告人の言動等に鑑みれば、本件活動に当たり、輸送業務を停止させるための手段として、輸送車両の前面に立ちはだかるなど本件各行為のような違法な実力行使を伴う行為に及ぶことがあり得ること等について、被告人もこれを認識して認容し、共犯者らもこれを承知していたものと認められ、被告人と共に犯者らとの間には本件各行為につき意思の連絡があり、被告人が共犯者らを通じてこれらを実行したものと評価できる。したがって、被告人には本件各行為について共犯者らとの間に共謀が成立するとした第 1 審判決を維持した原判断の結論は是認できるので、上告を棄却する。

参照条文等:刑法 60 条

【18】最二判令和 7 年 2 月 7 日 裁判所 HP

令和 5 年(あ)第 1285 号 道路交通法違反被告事件(原判決破棄、控訴棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/774/093774_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、交通整理の行われていない交差点において、普通乗用自動車を運転中、被害者に自車を衝突させて、同人を右前方の歩道上にはね飛ばして転倒させ、同人に多発外傷等の傷害を負わせる交通事故を起こし、もって自己の運転に起因して人に傷害を負わせたところ、その後すぐに車両の運転を停止したものの、直ちに救護措置を講じず、かつ、その事故発生直ちに警察官に事故を報告しなかった。

第 1 審は、被告人が、事故後すぐに衝突現場に戻ったものの、被害者を発見できないまま、飲酒運転の事実が発覚することを恐れて、コンビニエンスストアで口臭防止用品を購入、摂取するという、救護等の義務を尽くすことと対極の行動を優先させた時点で、救護義務及び報告義務の履行と相いれない状態に至り、救護等の措置を遅延させ、直ちに救護等の措置を講じなかつたと認め、被告人を懲役 6 月に処した。

原判決は、被告人は事故後直ちに自車を停止させて被害者の捜索を開始しており、自車まで戻ってハザードランプを点灯させたことも危険防止義務を履行したものと評価でき、コンビニエンスストアで口臭防止用品を購入、摂取した行為に要した時間は 1 分余りで、移動距離も 50m 程度であり、その後直ちに衝突現場方向に向かい、被害者が発見されると駆け寄って人工呼吸をするなどしていたことに照らすと、被告人は一貫して救護義務を履行する意思を保持し続けていたと認められ、このような事故後の被告人の行動を全体的に考察すると、人の生命、身体の一般的な保護という救護義務の目的の達成と相いれない状態に至ったとみることはできないとして、救護義務違反の罪の成立を否定した上で、第 1 審判決を破棄し、報告義務違反の点は既に公訴時効が完成しているとして、無罪を言い渡した。

(判旨)

交通事故を起こした車両等の運転者が道路交通法 72 条 1 項前段の義務を尽くしたというためには、直ちに車両等の運転を停止して、事故及び現場の状況等に応じ、負傷者の救護及び道路における危険防止等のため必要な措置を臨機に講ずることを要すると解するのが相当であるところ、被告人は、被害者に重篤な傷害を負わせた可能性の高い交通事故を起こし、自車を停止させて被害者を捜したものの発見できなかつたのであるから、引き続き被害者の発見、救護に向けた措置を講ずる必要があったといえるのに、これと無関係な買物のためにコンビニエンスストアに赴いており、事故及び現場の状況等に応じ、負傷者の救護等のため必要な措置を臨機に講じなかつたものといえ、その時点で同項前段の義務に違反したと認められる。

よって、原判決を破棄し、第1審判決は維持するのが相当であるから、被告人の控訴を棄却する。

参照条文等:道路交通法(令和4年法律第32号による改正前のもの)72条1項前段

(公法)

【19】最三判令和7年1月28日 裁判所 HP

令和5年(行ツ)第404号、同年(行ヒ)第448号 選挙無効請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/735/093735_hanrei.pdf

千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例(昭和49年千葉県条例第55号)の議員定数配分規定は、令和5年4月9日に行われた千葉県議会議員一般選挙当時、公職選挙法15条8項及び憲法14条1項に違反していたものとはいえないとされた事例。

理由として、上記選挙において、選挙区間の人口の最大較差は1対2.69で、人口比定数による選挙区間の人口の最大較差である1対2.67との差異はわずかなものとなり、逆転現象もみられなかつたことが挙げられている。

参照条文等:公職選挙法15条8項、憲法14条1項

【20】最二判令和7年2月17日 裁判所 HP

令和5年(行ヒ)第207号 固定資産価格審査決定取消請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/791/093791_hanrei.pdf

複数の構造により建築されている非木造家屋について家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たり、固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの)別表第13の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが同基準に反しないとされた事例。

参照条文等:地方税法403条1項・388条1項

【21】最二判令和7年2月17日 裁判所 HP

令和5年(行ヒ)第142号 固定資産価格審査決定取消等請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/790/093790_hanrei.pdf

複数の構造により建築されている非木造家屋について家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たり、固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの)別表第13の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが同基準に反しないとされた事例。

参照条文等:地方税法403条1項・388条1項

【22】最二判令和7年2月17日 裁判所 HP

令和5年(行ヒ)第177号 固定資産価格審査決定取消請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/789/093789_hanrei.pdf

複数の構造により建築されている非木造家屋について家屋課税台帳に登録すべき価格を決定するに当たり、固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号。平成30年総務省告示第229号による改正前のもの)別表第13の定める経年減点補正率のうち構造別区分を鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造とするものを適用したことが同基準に反しないとされた事例。

参照条文等:地方税法403条1項・388条1項

【23】福岡高判令和 5 年 9 月 26 日 判例タイムズ 1527 号 52 頁

令和 5 年(行コ)第 28 号 運転免許取消処分無効確認請求控訴事件(控訴棄却、確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/449/092449_hanrei.pdf

X は普通貨物自動車を運転中、原動機付自転車と衝突し、被害者は急性硬膜下血腫等の障害を負い重い後遺障害が残った。公安委員会は、事故態様について、専ら X の前方不注視によって発生した追突事故であるとし、安全運転義務違反等により違反点数が 15 点に達したことを理由として免許の取消等の処分をした。X は、過失運転致死傷罪被告事件で、X に過失を認めるには合理的な疑いが残るとして無罪判決を言渡されたことから、同処分の無効確認等を求めた。

本判決は、事故態様について、被害者が第 1 車線左端(路肩)に停止した後に第 2 車線中央付近に斜めに進行し X 運転車両と衝突したものであり、専ら X の不注意によって発生したとはいえないとした上で、処分要件の根幹に内容上の過誤があり、処分の前提とした事故態様を認定して処分をしたことについて、X に帰責性が認められるなどの特段の事情がない限り、X に本件処分の不利益を甘受させることが著しく不当と認められる例外的な事情があるとして、本件処分の無効を確認し、また、本件処分はその処分の要件を欠くものであり、取消しをすることについて、同帰責性があることが障害になるとは基本的には解されないとして、同帰責性については慎重に判断すべきものとした。

参照条文等:道路交通法 103 条 1 項 5 号、道路交通法施行令 38 条 5 項 1 号イ、別表第二の三

(社会法)

【24】東京地判令和 5 年 3 月 27 日 判例時報 2611 号 60 頁

平成 30 年(ワ)第 39761 号(第 1 次事件)、平成 31 年(ワ)第 6365 号(第 2 次事件)、令和 1 年(ワ)第 27800 号(第 3 次事件) 各地位確認等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

本件は、Y(オランダの航空会社)との間で有期労働契約(準拠法=日本、契約期間=当初 3 年、2 年間の更新を行うことができるが 5 年を超えて延長されることはない)を締結し、客室乗務員として勤務してきた X らが、Y から雇止めを通知されたことを受けて、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位確認、雇止め後の賃金の支払及び本件雇止めが強行法規違反であることを理由とする不法行為に基づく損害賠償(慰謝料)を求めた事案である。X らは、口頭弁論期日において、有期労働契約が無期転換する旨規定されているオランダ民法典 668a 条を適用すべき旨の意思表示をした。

本判決は、法適用通則法 12 条 1 項により、X らが指定した強行規定であるオランダ法条が適用されることとなり、無期転換の要件を満たしているとして地位確認請求を認容し、賃金については、X らが本件オランダ法条を適用すべき旨の意思表示をしたことによって初めて同条が適用され、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位が存することになったとして、意思表示の翌日以降の賃金分について請求を認容し、その余の賃金請求及び慰謝料請求は棄却した。

参照条文等:労働契約法 19 条、法の適用に関する通則法 12 条

(紹介済み判例)

最三判令和 6 年 3 月 19 日 判例時報 2612 号 31 頁

令和 4 年(受)第 2332 号 遺言無効確認等請求事件(上告棄却)

→法務速報 282 号 1 番で紹介済み

東京地判令和 5 年 7 月 18 日 判例時報 2612 号 44 頁

令和 4 年(ワ)第 11599 号(本訴)、第 23680 号(反訴) 預り金返還請求、預金債権帰属確認請求反訴事件(認容(確定))

→法務速報 278号1番で紹介済み

最二判令和4年4月18日 判例時報2612号89頁

令和2年(あ)第131号 横領被告事件(破棄差戻)

→法務速報 252号15番で紹介済み

最三決令和5年2月20日 判例時報2612号93頁

令和4年(あ)第288号 貸金業法違反、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反被告事件(上告棄却)

→法務速報 284号14番で紹介済み

最二判令和6年6月21日 判例タイムズ1527号45頁

令和5年(受)第287号 認知請求事件(破棄自判)

→法務速報 279号1番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/104/093104_hanrei.pdf

東京高決令和5年12月12日 判例タイムズ1527号81頁

令和3年(ラ)第1274号 文書提出命令申立却下決定に対する抗告事件(取消自判、確定)

→法務速報 283号10番にて紹介済み

最三判令和6年3月12日 金法2251号55頁

令和4年(受)第1041号 共通義務確認請求事件(破棄自判)

→法務速報 250号13番で紹介済み

2. 令和7年(2025年)2月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

成立法令なし

3. 2月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

大畠敦子 横山宗祐 小松達成 山崎岳人／編 新日本法規 4,290円

ケース別 負動産をめぐる法律実務 難易度・コストを見据えた対応のポイント

池田清貴／著 ぎょうせい 3,080 円

離婚と子どもをめぐる令和 6 年家族法改正のキーポイント 共同親権・養育費・親子交流

赤西芳文／著 新日本法規 4,620 円

最新事例にみる婚姻関係の破綻原因 モラルハラスマント、別居、有責配偶者からの離婚請求など

東京弁護士会法友会／編 ぎょうせい 3,850 円

令和 4 年・6 年の民法改正でこう変わる！Q & A 家族法制★

阿部栄一郎 古谷祐介 小池章太 福永敬亮 柳澤里衣 梶ヶ谷静／著 日本法令 2,970 円

エステサロンのための法的知識・トラブル対応Q & A

4. 2 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

税理士法人チェスター CST 法律事務所／編 中央経済社 3,850 円

Q & A弁護士のための相続税務 70

園部 厚／著 民事法研究会 12,100 円

裁判事務手続講座第2巻 書式 債権・その他財産権・動産等執行の実務(全訂 16 版)

鎌田耕一 岡田直己／編著 中野雅之 石川哲平／著 三省堂 3,080 円

Q & A フリーランス法の解説

池田 毅 倉重公太朗／編著 有斐閣 5,500 円

フリーランスとの取引と企業対応★

島崎征夫 齊藤将彦 廣川 斎 野崎 彰／監修 商事法務 3,850 円

逐条解説 2023 年金融商品取引法等改正

村上政博 伊藤憲二 森 大樹 藤井大悟／編 弘文堂 16,500 円

条解 景品表示法

5. 発刊書籍<解説>

「令和 4 年・6 年の民法改正でこう変わる！Q & A 家族法制」

設問に対し、端的に改正の要点を示した上で、改正の経緯や立法過程、議論状況等が解説されている。読みやすい構成になっており、離婚後共同親権・養育費などの令和 6 年改正法を中心に改正のポイントを分

かりやすく学ぶことが出来る本である。

「フリーランスとの取引と企業対応」

フリーランスの法的地位、主要な関連法令、立法経緯やその内容、取引における留意点等が解説されている。いわゆるフリーランス法施行後に、実務上問題となりうる論点について学べる本であり有益である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。